

石川運動ひろば・津田運動ひろば・佐野運動ひろば

施設構成

石川運動ひろば

■グラウンド(ナイター照明付)

- 軟式野球:1面
- ソフトボール:1面
- サッカー:1面
- ゲートボール:1面(ナイター照明無)



■テニスコート(ナイター照明付)

- オムニコート:2面

津田運動ひろば

■グラウンド

- 軟式野球:1面 ソフトボール:1面

■テニスコート

- ハードコート:4面



佐野運動ひろば

■グラウンド

- 軟式野球:1面 ソフトボール:1面



石川運動ひろば・津田運動ひろば・佐野運動ひろばご利用案内

■定休日

毎週月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日) 年末年始(12月29日～1月3日)

■ご予約について

専用使用:使用日の1か月前から7日前まで(WEB予約・電話予約) 使用日の6日前から当日(電話予約のみ)

■使用料金 使用許可時に納入してください。

■還付について 一旦納めて頂いた使用料は還付いたしません。

但し、使用7日前までの利用取消しの場合は使用料を還付いたしますので、印鑑をご持参のうえ松戸体育館で手続きをして下さい。

石川運動ひろば

■開設期間

グラウンド:4月1日～11月30日 テニスコート:通年

■営業時間

6:00～17:00 6:00～18:00(テニスコート:5月1日～8月31日)(夜間照明使用する場合は21:00まで可)

■使用時間(グラウンド)

早朝 6:00～8:00	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00 (5.6.7.8 月 18:00)	夜間 18:00～21:00
--------------	---------------	-------------------------------------	----------------

※早朝午前午後夜間の4区分において使用時間が2区分以上にわたるときは区分間の時間も続けて利用できます。

■使用時間(テニスコート)

6:00～21:00(1時間単位)

津田運動ひろば

■開設期間

グラウンド:4月1日～11月30日 テニスコート:通年

■営業時間 6:00～17:00

■使用時間(グラウンド)

早朝 6:00～8:00	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00
--------------	---------------	----------------

※早朝午前午後の3区分において使用時間が2区分以上にわたるときは区分間の時間も続けて利用できます。

■使用時間(テニスコート)

6:00～17:00(1時間単位)

佐野運動ひろば

■開設期間

グラウンド:4月1日～11月30日

■営業時間 6:00～17:00

■使用時間

早朝 6:00～8:00	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00
--------------	---------------	----------------

※早朝午前午後の3区分において使用時間が2区分以上にわたるときは区分間の時間も続けて利用できます。

石川運動ひろば・津田運動ひろば・佐野運動ひろば料金表

石川運動ひろば使用料

■1面につき(単位:円)※令和 8 年 10 月 1 日現在

使用区分(1面)		金額				
		早朝	午前	午後	夜間	全日
一般	市内	630	1,260	1,480	1,240	3,700
	市外	940	1,860	2,220	1,860	5,550
高校生以下又は65歳以上	市内	310	620	740	620	1,850
	市外	470	930	1,110	930	2,770

■備考

■「早朝」とは午前6時から午前8時までを,「午前」とは午前9時から午後12時までを,「午後」とは午後1時から午後5時までを,「夜間」とは午後6時から午後9時までを,「全日」とは午前9時から午後5時までをいう。

■「市内」とは市内居住者又は市内に勤務する者を,「市外」とは市内以外の者をいう。(※)

■使用者の都合により施設を使用する時間を延長したときは, 午前8時から午前9時までについては早朝の, 午後12時から午後1時までについては午前の, それぞれの時間帯の使用料1時間当たりの額を追徴する。この場合において, 当該追徴する額に10円未満の端数が生じたときは当該端数を切り捨てるものとする。

石川運動ひろばテニスコート・津田運動ひろばテニスコート使用料

■1面につき(単位:円)※令和 8 年 10 月 1 日現在

使用区分(1面)		金 額 使用時間(1H)
一般	市内	310
	市外	460
高校生以下又は65歳以上	市内	150
	市外	230

■備考

■「市内」とは市内居住者又は市内に勤務する者を,「市外」とは市内以外の者をいう。(※)

■全日使用で許可する使用時間は午前9時から午後5時までとする。

■延長時間に1時間未満の端数が生じたときは, これを1時間とみなす

石川運動ひろば夜間照明使用料

■単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

区 分	金 額
野球場	1,770
ソフトボール場	1,290
サッカー場	1,290
テニスコート(1面)	220

津田運動ひろば・佐野運動ひろば使用料

■単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

使用区分(1面)		金 額			
		早朝	午前	午後	全日
一般	市内	630	1,240	1,480	2,540
	市外	940	1,860	2,220	3,810
高校生以下又は65歳以上	市内	310	620	740	1,270
	市外	470	930	1,110	1,900

■備考

■「早朝」とは午前6時から午前8時までを,「午前」とは午前9時から午後12時までを,「午後」とは午後1時から午後5時までを,「全日」とは午前9時から午後5時までをいう。

■「市内」とは市内居住者又は市内に勤務する者を,「市外」とは市内以外の者をいう。(※)

■使用者の都合により施設を使用する時間を延長したときは,午前8時から午前9時までについては早朝の,午後12時から午後1時までについては午前の,それぞれの時間帯の使用料1時間当たりの額を追徴する。この場合において,当該追徴する額に10円未満の端数が生じたときは,当該端数を切り捨てるものとする。

※市と公の施設の広域利用に関する協定を締結している次に掲げる市町村に居住する者が,自己の余暇活動のために使用する場合には,市内居住者及び市内に勤務する者の規定する料金と同額になります。

水戸市 笠間市 茨城町 城里町 大洗町 東海村 那珂市 小美玉市

石川運動ひろば・津田運動ひろば・佐野運動ひろばアクセス・お問い合わせ

[ひたちなか市石川運動ひろば - Google マップ](#)

〒312-0057 茨城県ひたちなか市石川町 10

松戸体育館管理事務所

■TEL:[029-274-8273](tel:029-274-8273)



[津田運動ひろば - Google マップ](#)

〒312-0032 茨城県ひたちなか市大字津田 1736-1

松戸体育館管理事務所

■TEL:[029-274-8273](tel:029-274-8273)



[佐野運動ひろば - Google マップ](#)

〒312-0002 ひたちなか市高野 2456

松戸体育館管理事務所

■TEL:[029-274-8273](tel:029-274-8273)



石川運動ひろば・津田運動ひろば・佐野運動ひろば使用上の注意

■使用許可書

- (1)許可書を受付に提示してからご利用下さい。
- (2)使用時間には, 準備・後片付け等に要する時間を含みます。
- (3)使用中は許可書を携帯して下さい。
- (4)使用許可を受けた以外の施設等は使用できません。
- (5)使用許可を受けた施設等を許可の目的以外に使用することができません。
- (6)使用する権利を他の方に譲渡又は転貸することはできません。

■準備・手配

- (1)使用の際に必要なボール・ラケット・石灰等の消耗品は利用者が用意して下さい。
- (2)施設内外の人員及び駐車場の整理等に必要な係員は主催者でご手配ください。
整理不十分でおこった事故等については主催者側に責任を負っていただくことになりますので, 入場者の安全確保には十分ご配慮下さい。
- (3)必要に応じて警察・消防等への届出, 許可等は使用前までに済ませて下さい。
- (4)必要に応じて医師, 看護婦, 医薬品等の手配をして下さい。
- (5)大会等を開催する場合は, 事前に施設係員と協議して下さい。

■禁止事項

- (1)グラウンド, コート内での飲食喫煙はできません。
- (2)酒気を帯びての使用はできません。
- (3)火気の使用はできません。
- (4)危険物の持込み, 動物連れはできません。
- (5)出入口・消火設備の付近には物を置いたりしないで下さい。
- (6)施設及び敷地内では, 許可なく看板ポスター等掲示, 物品販売, 募金・署名等これらに類する行為はできません。
- (7)施設には, 十分な駐車スペースがありませんので, お車でのご来場の際には相乗りをお願いします。尚, 路上駐車は固くお断りいたします。

■後片付け

- (1)使用後の清掃は使用者が行って下さい。紙くず, 弁当等のゴミはすべて使用者の責任において持ち帰るようお願いします。
- (2)使用した設備, 器具等は必ずもとの位置に戻して下さい。万一, 損傷, 滅失した場合は弁償していただくことがあります。
- (3)持込まれた看板等その他の道具などの保管はお引受できませんので直ちに搬出して下さい。

■その他

- (1)けが等をした場合はすみやかに職員に連絡して下さい。
- (2)貴重品, その他盗難事故には, 一切責任を負えませんので各自が十分注意して下さい。
- (3)管理の都合上, 使用中の施設に職員が立ち入る場合がありますのでご了承下さい。
- (4)その他, 職員の指示に従って下さい。又, 不明な点は係員に申し出て下さい。